

毎週 火曜・金曜日発行

㊤は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則		所管課(室)名
○長崎県未来につながる環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則		県民生活環境課
◎ 告 示		
○長崎県中小企業対策資金貸付要綱の一部改正		経 営 支 援 課
・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生(7件)		漁 業 振 興 課
・道路の区域変更(3件)		道 路 維 持 課
・道路の供用開始		”
・公有水面埋立ての竣功認可		港 湾 課
・一般競争入札の参加者の資格等		物 品 管 理 室
◎ 公 告		
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見		経 営 支 援 課
・特定漁港漁場整備事業計画変更書の案の縦覧(3件)		漁 港 漁 場 課
・測量の実施		建 設 企 画 課
・測量の終了		”
・一般競争入札の実施		物 品 管 理 室
・落札者等		教 育 環 境 整 備 課
・落札者等		警 察 本 部 会 計 課

規 則

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月12日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第12号

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例施行規則(平成20年長崎県規則第18号の6)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第11号まで中「印」を削る。

様式第12号から様式第22号まで中「(記名押印又は署名)」を「(記名又は署名)」に、「(記名押印又は代表者の署名)」を「(記名又は代表者の署名)」に改める。

様式第30号及び様式第31号中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第109号

長崎県中小企業対策資金貸付要綱（平成15年長崎県告示第710号）の一部を次のように改正し、令和3年1月29日から適用する。ただし、別表(3)イについては、令和3年2月1日保証申込受付分から適用する。この告示による改正前の長崎県中小企業対策資金貸付要綱の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

令和3年2月12日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																
別表（第3条関係） (1)及び(2) 略 (3) 緊急資金繰り対策貸付 ア 略 イ 緊急資金繰り支援資金（新型コロナウイルス感染症対応）	別表（第3条関係） (1)及び(2) 略 (3) 緊急資金繰り対策貸付 ア 略 イ 緊急資金繰り支援資金（新型コロナウイルス感染症対応）																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th style="width: 80%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td><u>6,000万円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	略		融資限度額	<u>6,000万円</u>	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th style="width: 80%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td><u>4,000万円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	略		融資限度額	<u>4,000万円</u>	略	
項目	内容																
略																	
融資限度額	<u>6,000万円</u>																
略																	
項目	内容																
略																	
融資限度額	<u>4,000万円</u>																
略																	
(4) 略	(4) 略																

長崎県告示第110号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年2月12日

長崎県知事 中村 法道

加入区

長崎市東部加入区

長崎県告示第111号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年2月12日

長崎県知事 中村 法道

加入区

長崎市戸石加入区

長崎県告示第112号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年2月12日

長崎県知事 中村 法道

加入区

千々石町加入区

長崎県告示第113号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年2月12日

長崎県知事 中村 法道

加入区

南串山町加入区

長崎県告示第114号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年2月12日

長崎県知事 中村 法道

加入区

南有馬町加入区

長崎県告示第115号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年2月12日

長崎県知事 中村 法道

加入区

度島加入区

長崎県告示第116号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年2月12日

長崎県知事 中村 法道

加入区

小値賀町加入区

長崎県告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年2月12日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路 線 名 佐々鹿町江迎線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
官公有無番地先（北松浦郡佐々町志方免字炭福21番2）から 北松浦郡佐々町志方免字炭福17番1地先まで	前	21.2～31.1	100.3	
	後	11.5～26.8	100.3	

長崎県告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年2月12日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路線名 平戸生月線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
平戸市主師町字小倉781番25地先から 平戸市主師町字遍保崎780番1地先まで	前	12.0～35.2	166.3	
	後	13.8～42.5	166.7	

長崎県告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年2月12日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路線名 384号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
五島市岐宿町岐宿字折口1766番1地先から 五島市岐宿町岐宿字折口1764番1地先まで	前	43.2～50.7	11.8	
	後	43.2～50.7	11.8	

長崎県告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年2月12日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 384号	五島市岐宿町川原字古里3549番1地先から 五島市岐宿町川原字古里3549番1地先まで	令和3年2月25日

長崎県告示第121号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和3年2月12日

堂崎港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての竣功認可の年月日
令和3年2月3日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
名 称 長崎県
所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号
代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道
代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
1 工区：長崎県南島原市有家町大苑字高砂谷893番18から字瀨11番17を経て原尾字堂山632番5に隣接する堤防に至る地先公有水面
 - (2) 区域
省略（閲覧図書のとおり）
 - (3) 面積
67,862.23平方メートル
- 4 埋立地の用途
流通施設用地：52,000.84平方メートル
道路用地：13,811.18平方メートル
水路用地：975.52平方メートル
護岸用地：1,074.69平方メートル
- 5 埋立ての免許の年月日及び番号
平成9年4月28日
長崎県指令8港許第91号
- 6 閲覧場所
長崎県南島原市西有家町里坊96番2
南島原市役所

長崎県告示第122号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和3年2月12日

長崎県知事 中村 法道

- 1 調達する物品の種類
調達する物品の種類は、次のとおりとする。
3入札第2号 船舶用燃料（免税軽油）【単価契約】
予定数量 912,000 リットル
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
 - (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期
この告示の日から令和3年3月4日までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
- ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)
- ア 登記簿謄本
- イ 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
- ア 本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書
- イ 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- ウ 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- 【注】上記「ウ」「エ」について
新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。
- 長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はあります。の記載があるもの。」
- 国税：「徴収猶予許可通知書」
- オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- カ 印鑑届(様式第2号)
- キ 口座振替申込書(様式第3号)
- ク 取扱品目明細書(様式第4号)
- ケ 代理店、特約店等の契約明細書(様式第5号)
- コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書(様式第9号)
- サ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- 〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1
- 〔名称〕長崎県出納局物品管理室
- 〔電話〕095-895-2884
- 〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書(様式第6号)により通知(郵送)する。
- 5 指名停止に関する報告
競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。)、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1

項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)、地方公営企業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。))又は長崎県の出資団体をいう。))から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日(15日目が長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項各号に掲げる休日(以下「休日」という。))に該当する場合は、その翌日(休日を除く。))以内に指名停止に関する報告書(様式第11号)を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)の(3)からサまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に定める様式(物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。))とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和4年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和4年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。))第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和3年2月12日

長崎県知事 中村 法道

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アミュプラザ長崎

長崎県長崎市尾上町1番1号

2 届出の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

長崎市長 田上 富久

(2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課

特定漁港漁場整備事業計画変更書の案の縦覧（公告）

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定に基づき、特定漁港漁場整備事業計画を変更する予定であるので、同条第11項において準用する同条第4項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年2月12日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧に供すべき書類の名称
特定漁港漁場整備事業計画変更書の案（五島地区）
- 縦覧の場所
長崎県長崎市尾上町3-1 長崎県水産部漁港漁場課
長崎県五島市福江町7-1 長崎県五島振興局行政資料コーナー
- 縦覧の期間
令和3年2月12日から同年3月4日まで

特定漁港漁場整備事業計画変更書の案の縦覧（公告）

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定に基づき、特定漁港漁場整備事業計画を変更する予定であるので、同条第11項において準用する同条第4項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年2月12日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧に供すべき書類の名称
特定漁港漁場整備事業計画変更書の案（対馬地区）
- 縦覧の場所
長崎県長崎市尾上町3-1 長崎県水産部漁港漁場課
長崎県対馬市厳原町宮谷224 長崎県対馬振興局行政資料コーナー
- 縦覧の期間
令和3年2月12日から同年3月4日まで

特定漁港漁場整備事業計画変更書の案の縦覧（公告）

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定に基づき、特定漁港漁場整備事業計画を変更する予定であるので、同条第11項において準用する同条第4項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年2月12日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧に供すべき書類の名称
特定漁港漁場整備事業計画変更書の案（長崎南地区）
- 縦覧の場所
長崎県長崎市尾上町3-1 長崎県水産部漁港漁場課
- 縦覧の期間
令和3年2月12日から同年3月4日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、佐世保市長から公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和3年2月12日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
佐世保市の一部（江迎町乱橋、川下町、赤崎町）	令和3年2月1日から 令和3年3月19日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、時津町長から公共測量（2級基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和3年2月12日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
西彼杵郡 時津町 浜田郷	令和2年12月18日

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年2月12日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

3 入札第2号 船舶用燃料（免税軽油）【単価契約】

予定数量 912,000 リットル

(2) 購入物品の特質等

仕様書のとおり。

(3) 納入期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

(4) 納入場所及び条件

長崎県漁業取締船（5隻）

（積込港）（1回の最大給油量）

新長崎漁港 43,000 リットル

長崎港 10,000 リットル

佐世保港 10,000 リットル

条件の詳細については入札説明書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（単価）を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。
- (4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
- 2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
- 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
（名称）長崎県出納局物品管理室
（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1
（電話）095-895-2884
（提出期限）令和3年3月4日 17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1
（名称）長崎県出納局物品管理室
（電話）095-895-2881
- 5 契約条項を示す場所
4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法
長崎県出納局物品管理室ホームページ上（<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>）において、掲載する。
- 7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限
入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。
（提出場所）長崎県出納局物品管理室
（提出期限）令和3年3月25日 17時00分
- 8 船舶燃料供給にかかる確約書及び品質保証書の提出場所及び提出期限（この入札に参加する者は必ず提出すること）
（提出場所）長崎県出納局物品管理室
（提出期限）令和3年3月15日 17時00分
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 入札の場所及び期日等
（場所）長崎県庁行政棟1階入札室
（期日）令和3年3月26日 10時00分開始
開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
（郵送による場合の入札書の受領期限等）
（受領期限）令和3年3月25日17時00分（必着）
（提出先）長崎県出納局物品管理室
（その他）郵送による場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
契約金額（契約単価に予定数量を乗じて得た金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をいう。以下同じ。）の100

分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。また、次の(1)から(12)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(17)から(21)は、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 船舶燃料供給にかかる確約書を提出していない者が入札をしたとき。
- (11) 船舶燃料供給にかかる確約が承認されなかった者が入札をしたとき。
- (12) 品質保証書（添付書類を含む。）を提出していない者が入札をしたとき。
- (13) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (14) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (15) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (16) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (17) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (18) 代理人が入札したとき。
- (19) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (20) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (21) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (22) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。

- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Tax-exempt Light Oil, 912,000 litter
- (2) Delivery period:
From April 1, 2021 to March 31, 2022
- (3) Delivery place:
New Nagasaki Fishing Port, Nagasaki Port and Sasebo Port
- (4) Time-limit for tender by registered mail :
5:00 p.m. March 25, 2021
- (5) Date and time for the opening of tenders:
10:00 a.m. March 26, 2021
- (6) Point of Contact:
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL. 095-895-2881

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年2月12日

長崎県知事 中村 法道

1 物品名及び数量

- ① タブレットパソコン教師用 2,217セット
- ② タブレットパソコン（長崎・西海・下五島地区）生徒用 7,179セット
- ③ タブレットパソコン（県央・島原地区）生徒用 7,975セット
- ④ タブレットパソコン（県北・上五島・壱岐・対馬地区）生徒用 8,032セット

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県教育庁教育環境整備課

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-894-3323

3 調達方法

購入

4 契約方法

一般競争入札

5 落札決定日

令和3年1月7日

6 落札者

- ① 長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 濱口 晴樹
- ② 長崎市西坂町2-7
株式会社九州テン 長崎支店 支店長 永田 和彦
- ③ 長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 濱口 晴樹
- ④ 長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 濱口 晴樹

7 落札価格（消費税及び地方消費税を含む。）

- ① 184,121,850円
 - ② 386,948,100円
 - ③ 421,080,000円
 - ④ 424,089,600円
- 8 入札公告日
令和2年11月24日
- 9 落札方式
最低価格

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。
令和3年2月12日

長崎県知事 中村 法道

- 1 物品等の名称及び数量
- ① テレビ会議システム 1式
 - ② 長崎県内の警察施設で使用する電力 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
名称 長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
住所 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
電話 095-820-0110
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
- ① 令和2年12月17日
 - ② 令和3年1月19日
- 6 落札者
- ① 東京都渋谷区恵比寿3丁目28番12号
ギンガシステム株式会社 代表取締役社長 比嘉 英樹
 - ② 長崎市赤迫3丁目2番20号
長崎地域電力株式会社 代表取締役 荒木 健治
- 7 落札価格
- ① 28,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
 - ② 45,718,407円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 8 入札公告日
- ① 令和2年11月6日
 - ② 令和2年11月24日
- 9 落札方式
- ① 最低価格
 - ② 最低価格

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト